

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」
幼児教育・保育の無償化について

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会

水嶋 昌子

家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所において家庭的保育者による保育を行う地域型保育に位置付けられた事業です。

保育を行う家庭的保育者は「市町村長（特別区の区長を含む）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市長村長が適当と認める者です。

家庭的保育は、一日8時間を基本とする通常保育で、家庭的保育者が保育補助者とともに保育所保育指針に準じた保育を行っています。

利用する子どもは3号認定で、調査によると、保育所を希望し、利用ができなかった家庭が3分の2、最初から家庭的保育を希望しての利用が約3分の1であり、保育所に通う子どもと同様のニーズを持つ家庭の子どもです。家庭的保育の少人数で一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな保育、一日を通して同じ保育者であるなどの特長を知り、広く周知された地域では最初から家庭的保育を希望する方が増えています。利用料は家庭的保育を実施する地方自治体の規定によります。

◎無償化に対する意見

- (1) 地域型保育事業の家庭的保育事業者は無償化の対象です。
- (2) 家庭的保育は地方単独事業として、保育所を補完するものとして創設された歴史の長い保育事業です。2000年に国庫補助の対象事業となり、2010年に法定化されました。それ以降に新たに家庭的保育事業を創設した自治体もあります。しかし、国庫補助事業の対象となっていた自治体の中には、自治体の判断により新制度に移行していない自治体もあります。これらは国庫補助事業の対象となる家庭的保育者の要件や環境面、実施体制、連携保育所の確保等、認可事業としての家庭的保育の基準と同様であり、その基準を満たしていると言えます。

そのため、認可事業としての家庭的保育と同様の基準を満たしている家庭的保育については、幼児教育無償化の対象とすべきと考えます。また、国庫補助事業の対象ではなく、地方単独事業として家庭的保育を実施してきた自治体については、上述の基準を満たすことを条件として、幼児教育無償化の対象とすることが適当だと思います。

- (3) 新制度以降、様々な面で認可保育所に通う子どもと同様の権利が家庭的保育に通う子どもたちにも保障されるようになりました。私たちは認可事業となる前、認可保育所に入所できたか、できなかったかによって、様々な面で子どもや家庭に不平等なことがあると実感してきました。例えば給食の提供がない。あってもその費用を負担しなければ

ばならない。また、パートで働いている場合、保育の必要度のランクは常勤より低くなるが、どうしても収入の確保のために長時間働くことになると保育時間を延長することになる。その延長料金も負担になる。保育料より延長料金のほうが高くなってしまふ方がいました。

認可事業かそうでないかというところで、子どもに提供されるものが変わるのではなく、日本のすべての子どもが質の高い幼児教育を無償で受けられるような仕組みになることを希望します。